



教育資金として1,500万円限度に一括贈与した場合に贈与税が非課税になる贈与者(贈与する人)は直系尊属となっています。直系尊属は具体的にはだれになりますか?



父母・祖父母などです。配偶者の父母・祖父母は含まれません。教育資金一括贈与を紹介した新聞記事の事例は、祖父母が贈与者(贈与する人)、孫が受贈者(贈与される人)になっていますが、父母と子供でも直系尊属になります。

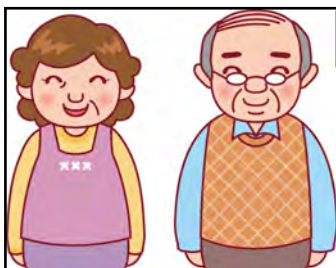


教育資金の一括贈与の受贈者(贈与される人)は30歳未満の者に限られています。詳しく教えてください。



0歳から29歳までの孫・子供への教育資金として贈与すれば非課税になります。例えば、公立の教育資金は下記の表のデータによると平均1,000万かかります。

祖父母は、孫が生まれたら教育資金として1,500万円を金融機関に預けて一括贈与すれば非課税になるということです。



孫に教育資金として1,500万円を金融機関に預ける

公立	
幼稚園	695,760
小学校	1,824,558
中学校	1,378,533
高等学校	1,180,392
大学(国立自宅)	5,130,000
合計	10,209,243

非課税





Q

受贈者が30歳になって一括贈与されていた教育資金が残っていたらどうなりますか?



A

受贈者が30歳になった時点で終了です。ということで、受贈者が30歳になった日の残額は、その時点で贈与があったものとして贈与税が課税されます。例えば、前頁の事例で孫が30歳未満までに1,000万円しか使っていなかったとすると残りの500万円に贈与税が課税されます。

孫に教育資金として1500万円を金融機関に預け、一括贈与した

1,000万円を教育資金として使った

残額500万円に贈与税

30歳



Q

例えば、祖父母が孫に一括贈与した場合に、受贈者が教育資金として使い切る前に贈与者である祖父母が亡くなったらどうなるのでしょうか?



A

金融機関は贈与者(例：祖父母)の死亡を把握したら、その旨を記載した調書を贈与者の納税地の所轄税務署長に提出します。

亡くなった時点での残額に、贈与税は課されません。

ただし、孫への相続財産となるかもしれません。これについては今後の検討事項になるようです。



Q

一括贈与金額1,500万円は何人でもよいのですか?



A

受贈者一人につき1,500万円限度になっています。例えば、孫3人に一括贈与できます。そうすれば4,500万円が非課税になります。



Q

今年の4月からスタートですか?



A

平成25年4月1日から平成27年12月31日までに一括贈与した教育資金しか認められません。



Q

教育資金には塾や予備校の授業料なども含まれるのですか?



A

教育資金の対象は、学校などに支払う入学金や授業料になります。その他に「学校以外に支払う資金」として、予備校、各種学校、塾、お稽古ごとに使う資金も対象になるそうです。この金額は500万円が限度です。「学校以外に支払う資金」の具体的対象は文部科学省が決めるようです。



贈与者は受贈者に教育資金として1,500万円をどのように渡すのですか？



例えば、

- ①祖父は、孫に教育資金として一括贈与するとしたら限度額1,500万円を金融機関に預けます。そして、孫が教育資金として引き出すことを了承します。
 - ②孫は教育資金として使うことを証明する書類を提出し、金融機関から資金を引きだします。
 - ③金融機関は、それが教育資金として使われたことを確認します。
- この場合に、孫は教育資金として使う証明をできないから恐らく両親がすることになるでしょう。



教育資金として払い出した金額や記録を金融機関は保存するのですか？



例えば、

- 孫が教育資金として使う旨を証明する書類を提出し、使ったとします。
- 金融機関は、この書類と金額を受贈者が30歳に達した日の翌年の3月15日から6年間保存することになっています。
- また、これらの記録と払い出した金額などを記した書類は受贈者の所轄税務署に提出することになっています。